

「中華人民共和国会社法」について（4）

～会社の財務会計、合併・破産および外国会社の営業所を中心にく

王 東明

1 会社の財務会計

「会社法」の第六章は会社の財務会計の内容を規定している。第一七四条では会社は法律、行政法規および国务院財政主管部門の規定に従い、自社の財務会計制度を確立する必要がある。そして各会計年度終了時において、会社は財務会計報告書を作成し、審査を受けなければならない。財務会計報告書は（1）貸借対照表（資産負債表）、（2）損益計算書、（3）財務状況変動表、（3）財務状況説明書、（4）利益処分案（利益配分表）および附属明細書を含める（第一七五条）。九〇年代以前の企業財務会計制度はばらばらで、統一の基準がなかった。また一九九〇年最初に上海証券取引所に上場を果たした八社もその会計基準が異なつており、統一性と公開性を欠いていた。一九九二年から財政部が「企業会計基準」、「実験的株式制（企業）の会計制度」などを制定し、企業の会計基準を統一させ、財務会計の透明性、公開性および統一性が高まつた。⁽¹⁾

財務会計のディスクロージャー（情報開示）については、有限会社（有限責任会社）の場合は、会社定款が定めた期限内に、会社は財務会計報告書を各株主に送付する義務がある。株式会社の場合は、定期株主総会開催の二〇日前までに、財務会計報告書を会社に備え置き、株主の閲覧に提供する必要がある。募集方式により設立さ

れた株式会社の場合は、会社は財務会計報告書を公告しなければならない（第一七六条）。ここで有限会社、株式会社、そして募集設立の株式会社はいずれもその株主に対して財務会計のディスクロージャーを要求される。

企業の積立金と公益金については、法定積立金、任意積立金および法定公益金の内容が定められている。まず積立金は法定積立金と任意積立金の二種類に分けられる。法定積立金はその収入源の相違によつて利益積立金と資本積立金に区別される。利益積立金とは、当該年度の税引後利益を配当に先立ち、その一〇%を積立てることになつている（第一七七条）。資本積立金は会社の利益以外の収入から積立てるので、額面金額を上回る価格で株式を発行した際に得るプレミアムおよび国务院財政主管部門の規定するその他収入から成り資本積立金に組入れなければならない（第一七八条）。ただし法定積立金の累積額が登録資本金の五〇%を超える場合は積立てなくともよい（第一七七条）。税引後利益から法定積立金を積立てた後、株主総会の決議を経て、任意積立金を積立てることができる。

法定公益金については、税引利益の五%ないし一〇%を会社の法定公益金として積立てる必要がある。但し前年度の欠損を積立金で補填できない場合、当年度利潤を先に欠損の補填に充當しなければならない（第一七七条）。ここで積立金および公益金を積立てる以前に、まず企業欠損の補填を優先させ、企業経営の健全的な発展に配慮した規定であると思われる。

欠損補填、積立金および公益金積立て後の残余利益処分については、有限会社（有限責任会社）の場合は、出資割合に応じて株主に配当する。株式会社の場合は、所有株式の割合に応じて配当する。しかし株主総会または取締役会が必要規定に違反して、株主に対しても利益配当をなしたときは、株主はその利益配当金を会社に返

還しなければならない（第一七七条）。要するに利益配分の順位は欠損補填、積立金、公益金、配当金という順になつてゐる。

積立金と公益金の使途について、積立金は会社の欠損補填、会社の生産經營の拡大に使用し、また会社資本の増加のために組入れる。但し株式会社が積立金を資本に組入れる場合、株主総会の決議を経て、株主に対しその所有株式の割合に応じて新株を割当てるか、または一株の額面額を増加する。しかし法定積立金を資本に組入れる場合、留保される積立金は登録資本金の二五%を下回つてはならない（第一七九条）。一方、法定公益金は必ず自社の従業員全体の福祉のために使用される（第一八〇条）。

会社の会計帳簿および口座開設について、会社は法定の会計帳簿以外に、如何なる他の会計帳簿を備えてはならない。また会社資産に対しては、如何なる個人名義による口座開設も禁止される（第一八一条）。

以上見た通り、「会社法」の財務会計の内容は主に会計制度の確立、積立金および公益金に関する規定である。これらの規定は健全な企業經營のために、会計制度の統一性、透明性および公開性を図り、また私設帳簿・私設口座開設の防止にも配慮している。

一九九三年から中国証券監督管理委員会および財政部は全国の会計事務所と公認会計士に対して証券業許可証管理制度を実施した。一九九六年末現在、全国の会計事務所は六、七〇〇余り、公認会計士は五万人余りに達し、その中、証券業資格（許可証）を持つ会計事務所は一〇五か所、公認会計士は一、一〇八人になつた⁽²⁾。

2 会社の合併・分割

会社の合併・分割には株主総会の決議が必要である（第一八二条）。特に株式会社の合併・分割には国務院が

授権した機関または省級人民政府の認可を受けなければならない（第一八三条）。合併の方法は吸收合併と新設合併の二種類がある。吸收合併とは一つの会社が他の会社を吸収することをいい、吸収された会社は解散する。新設合併とは二つ以上の会社の合併により一つの新しい会社を設立することをいい、合併当事会社は解散する（第一八四条）。

合併・分割の手続について、会社の合併は合併会社間で合併契約を締結し、かつ貸借対照表および財産目録を作成する必要があり、また合併会社の債権・債務は合併後に存続する会社または新設の会社が受け継ぐことになっている。会社は合併を決議した日から一〇日以内にその旨を債権者に通知し、三〇日以内に新聞に少なくとも三回公告しなければならない。債権者は通知書を受け取った日より三〇日以内に、通知書を受取つていらない場合は、第一回の公告の日より九〇日以内に、会社に対し債務の弁済またはそれに相当する担保の提供を請求することができる。債務の弁済またはそれに相当する担保の提供を滞つたまま、会社は合併をしてはならない（第一八四条）。

会社の分割とはその財産に相当する分割を行なうことである。会社は分割に際して貸借対照表および財産目録を作成する必要があり、また分割前の債務は契約に基づき分割後の会社が引継ぐ。合併と同様に、会社は分割を決議した日より一〇日以内に債権者にその旨を通知し、三〇日以内に新聞に少なくとも三回公告しなければならない。債権者は通知書を受け取つた日より三〇日以内に、通知書を受取つていらない場合は、第一回の公告の日より九〇日以内に、会社に対し債務の弁済またはそれに相当する担保の提供を請求する権利がある。債務の弁済またはそれに相当する担保の提供をしない場合、会社は分割してはならない（第一八五条）。

会社の合併・分割後、登記事項に変更があつた場合、会社の登記機関にその変更登記を行ない、新しい会社を

設立する場合は、会社の設立登記を行わなければならない（第一八八条）。

以上、会社合併・分割の手続に関する諸規定では、まず合併・分割前の債権・債務は合併・分割後の会社に引継がれことが前提条件となつており、合併・分割前の債務の弁済またはそれに相当する担保の提供をしない限り、合併・分割ができないという措置も取つてある。これによつて債権者保護の原則が守られている。

資本金の増減について。まず減資の場合は、減資後の登録資本は法定最低限度額を下回つてはならない（有限会社・一〇一五〇万元以上、第二十三条。株式会社・一、〇〇〇万元以上、第七十八条。上場企業・五、〇〇〇万元以上、第一五一一条）。減資の手続に関しては合併・分割と同様に貸借対照表および財産目録の作成、債権者への通知・新聞での公告および債務の弁済またはそれに相当する担保を提供することが必要とされている（第一八六条）。

増資の場合、有限会社（有限责任会社）では株主の引受出資は本法の有限会社設立の際の出資払込についての関連規定に準拠して行なわれる。株式会社が増資新株を発行する際は、株主の新株引受は本法の株式会社の設立における株金の払込についての関連規定に従つて行なわれることになつてゐる（第一八七条）。

最近、政府は「抓大放小」（大企業をしつかり管理し、中小企業は自由にさせる）という企業改革の政策をとつており、特に中小企業に対して吸收・合併、売却および倒産など企業組織の再編策が進められ、また一部の大企業に対して試験的に企業集団、「強強連合」（強い大企業間での合併）などに乗り出しており、中国式のM&Aが始まつてゐる。⁽³⁾しかし政府は社会保障制度の整備が遅れているため、社会的安定に配慮し、経営不振に陥つてゐる企業に対して「多兼併少破産」（できるだけ吸收・合併し、止むを得ない場合は倒産させる）という方針を探つてゐる。⁽⁴⁾一九九六年未現在、国有企业の総合的改革実験を実施した五八都市では、市場競争原理を導入

し、既に一、一九二社が吸收・合併され、一、〇九九社が倒産した。一方、企業吸收・合併および倒産に伴う従業員の再就職、社会保障制度の整備などにも力を入れてゐる。⁽⁵⁾破産、解散および清算に関する「会社法」の規定を次に見ていく。

3 会社の破産、解散および清算

企業の破産、解散および清算に関する法律は、一九八六年一二月一日に成立した「中華人民共和国企業破産法（试行）」があつた。しかし同法律は全民所有制企業（国有企业）を対象とし、適用範囲が国有企业に限られており、一九八八年一月一日の施行以来、銀行債権の焦げ付き、社会保障制度の未整備および企業責任体制の不明確など様々なの原因で、実際に裁判所（人民法院）に破産宣告を申請したケースは少なかつた。統計によると、一九八九年一九九一年の間の破産申請ケースは二四七件、破産宣告を受けた件数はこの半数の一三四件に止まつた。また一九九二年の破産申請ケースは四二八件（国有企业・一三〇件）、宣告は二六五件（国有企业・八八件）、一九九三年の申請ケースは七一〇件（国有企业・二六九件）、宣告は四七八件（国有企业・一七一件）、一九九四年上半期の申請ケースは五三三件（国有企业・一二二件）、宣告は一七九件（国有企业・六九件）であつた。⁽⁶⁾企業の破産宣告を申請するケースが年々増えていることがわかる。このような状況の中で、一九九四年七月一日に実施された「会社法」は、有限会社と株式会社を対象に破産、解散および清算に関して改めて法規定に乗り出すことになった。

破産、解散および清算の手続については、会社が債務弁済不履行に陥り、破産宣告を受けた場合、裁判所は関係法律の規定に従い、株主、関係機関および専門家を招集し、精算組織を設置し、精算を行う（第一八九条）。

会社は下記のいずれかの場合、解散することができる。（1）会社の定款で規定した営業期間の満了またはその他の規定解散事由の発生。（2）株主総会による解散決議。（3）会社の合併または分割により解散が必要な場合（第一九〇条）。また会社が法律、行政法規に違反し、法に基づく閉鎖が命じられた場合（第一九二一条）。会社が定款の規定および総会決議に従つて解散した場合、一五日以内に清算組織を設置する必要がある。有限会社の清算組織は株主により構成される。株式会社の清算組織は株主総会がその構成員を選出する。期限が過ぎても清算組織を設置せず、清算を行わない場合、債権者は裁判所の指定した関係者による清算組織の設置、清算の実行を申請することができる。裁判所は当該申請を受理したら、直ちに清算人を指定し、清算作業に入らなければならない（第一九一条）。

清算組織の権限は以下の通りである。（1）会社財産を整理し、貸借対照表および財産目録の作成。（2）債権者への通知または公告。（3）関係会社の未決済業務の処理と清算。（4）滞納税金の完納。（5）債権・債務の整理。（6）会社債務弁済後の残余財産の処分。（7）会社を代表しての民事訴訟活動の遂行（第一九三条）。そして清算人は職務に忠実に履行しなければならない。清算業務を立場を利用しての収賄・不法収入および会社財産の侵害をしてはならない。故意または重大過失で会社または債権者に損害を与えた場合、清算人は賠償責任を負う（第一九八条）。

会社財産の配分については、清算組織は会社財産の整理、貸借対照表および財産目録作成後、清算案を作成し、株主総会または主管機関の確認を受けなければならぬ。会社財産で債務を完済できる場合、清算費用、従業員の賃金および労働保険費用、未納税金を完済し、会社債務を弁済する（第一九五条）。弁済後の残余財産は、有限公司では株主の出資割合に基づき分配し、株式会社では株主の所有株式の割合に基づき分配する。つまり会社

の財産は清算費用、従業員の賃金および労働保険費用、未納付税金および会社債務を弁済する以前に、株主に分配することはできない。清算の順位は決まつていて、また清算期間中、会社は新たな経済活動をしてはならない（第一九五条）。

また清算組織は会社財産の整理、貸借対照表および財産目録を作成後、会社財産が債務弁済に不足することを発見したときは、直ちに裁判所に破産宣告を申請しなければならない。裁判所が会社の破産宣告を決定した後、清算組織は清算事務を裁判所に移管しなければならない（第一九六条）。会社の清算手続終了後、清算組織は清算報告書を作成し、株主総会または関係機関の承認を受け、登記機関に抹消登記を申請し、会社の終了を公告する必要がある。抹消登記を申請しない場合、登記機関が会社の営業許可証を取消し、かつ公告を行うことになっている（第一九七条）。

4 外国会社の営業所

「改革・開放」政策の実施以来、外資導入が盛んに行われており、単独出資外資企業、合弁企業、合作経営企業および外国会社の営業所など様々な外資系企業が相次いで設立され、中国経済の高度成長に重要な役割を果たしている。統計によると、今年八月末までに許可された外資系企業は二九万社余りに達し、営業を開始した企業は一四万社余りになり、直接投資額は二、〇四四億ドルを超えた。⁽⁷⁾ 外資系企業に関する法律は、既に「中華人民共和国中外合资經營企業法」（一九七九年七月）、「中華人民共和国外資企業（単独出資）法」（一九八六年四月）、「中華人民共和国中外合作（協力）經營企業法」（一九八八年四月）がある。しかしこれらの法律は外国会社の営業所を法対象に含まない。外国会社の中国国内の営業所の設立、法的地位および民事責任などを明確にし、外国

企業の投資環境を整備するため、「会社法」は外国会社の営業所を含む法規定を定めた。

外国会社とは外国の法律に基づいて中国の国外に登記、設立した会社をいう。外国会社は中国の国内に営業所を設立し、生産経営活動を行うことができる（第一九九条）。外国会社が中国の国内に営業所を設立するには、中国主管機関にその会社の定款、所属国の会社登記証などの関係書類を添えて申請書を提出し、認可を受けた後、会社登記機関に登記手続きを行い、営業許可証を取得する必要がある（第二〇〇条）。その他、当該営業所の責任を負う代表者または代理人を定め、同時に営業所の経営活動に適合した資金を提供しなければならない（第二〇一条）。外国会社の営業所はその名称のなかに当該外国会社の国籍および責任形態（株式会社など）を明記し、定款を常備する必要がある（第二〇一一条）。以上の手続を経て、外国会社は中国の国内に営業所を設立し、生産経営活動を行うことができる。

しかし中国国内に設立した外国会社の営業所は中国法人の資格を持たないため、外国会社（外国法人）がその中国営業所の経営活動について民事責任を負う（第二〇三条）。認可された外国会社営業所が中国国内で経営活動を行なうときは、中国の法律を遵守し、中国の社会的公共利益を損ねてはならない。逆にその合法的権益は中国の法律により保護される（第二〇四条）。ここで中国にある外国会社の営業所の民事責任はその外国会社（外国人）が負うと明記されている。

外国会社がその中国営業所を閉鎖する場合は、法に基づいて債務を弁済し、本法の精算手続に関する規定に従つて精算を行わなければならない。また債務が返済されるまでは、その営業所財産を中国国外に移してはならない（第二〇五条）。ここでは債権者保護の措置を取つている。

注

- (1) 「中国証券報」一九九七年七月七日。
- (2) 「中国証券報」一九九七年五月二二日。
- (3) 「中国改革報」一九九七年八月一九日。
- (4) 「人民日報（海外版）」一九九七年七月十六日。
- (5) 「人民日報（海外版）」一九九七年八月十六日。
- (6) 「中国改革与发展報告」専門家組編「中国的道路—中国改革与发展報告（一九七八—一九九四年）」中国財政経済出版社、一九九五年、一四五頁。
- (7) 「人民日報（海外版）」一九九七年一〇月六日。

参考文献

- 王立民編「公司法基礎知識」立信会計出版社、一九九四年。
志村治美監訳、王進生訳「中国会社法」「国際商務法事」Vol.22.No3.No4.No5 (1994).
(財)日本証券経済研究所「中国の株式会社制度と証券市場の生成」平成六年。
鈴木竹雄「新版会社法」弘文堂、平成5年。